

宇陀市告示第 1 3 2 号

宇陀市既存住宅省エネルギー改修工事等補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日

宇陀市長 金 剛 一 智

宇陀市既存住宅省エネルギー改修工事等補助金交付要綱 (趣旨)

第 1 条 この告示は、住宅の省エネルギー性能の改善及び身体・健康の維持・増進に寄与する住まいづくりにより、住宅の快適性等の向上とともに家庭における脱炭素化を推進するため、住宅の省エネルギー改修工事及び健康に配慮した改修工事（以下「省エネルギー改修工事等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、宇陀市補助金等交付規則（令和 3 年宇陀市規則第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建築物のうち、木造のもので、かつ、一戸建ての住宅及び長屋に該当するもの（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 省エネルギー改修工事 住宅の省エネルギー性能を改善させるため、外部に面する開口部の建具（以下「改修予定建具」という。）の改修工事又は当該工事と併せて天井若しくは屋根若しくは壁又は床のいずれかの部位（以下「改修予定部位」という。）を地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等の要件に適合させるための改修工事をいう。
- (3) 健康に配慮した改修工事 健康対策としてヒートショック（住宅の中の急激な温度変化により血圧が上下に大きく変動することなどが原因となり起こる健康被害をいう。）を予防するため、脱衣所又はトイレに床暖房設備、壁掛け式熱源暖房設備又は暖房便座を設置する改修工事をいう。

(補助対象建築物)

第 3 条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、宇陀市内に存する住宅のうち、省エネルギー改修工事を実施する地上階数が 2 以下の住宅とし、省エネルギー改修工事を実施する前の住宅の改修予定建具及び改修予定部位の省エネルギー性能が、日本住宅性能表示基準（平成 1 3 年

国土交通省告示第1346号)における省エネルギー対策等級3以下のものとする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者又は占有者（居住者）であり、かつ、個人であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市内事業者と省エネ改修工事の契約を予定している者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、省エネルギー改修工事等とする。

ただし、健康に配慮した改修工事については、改修予定建具に係る省エネルギー改修工事と併せて行うものに限る。

- 2 改修予定部位に係る省エネルギー改修工事については、次の表の左欄の改修予定部位の区分に応じて中欄に定める断熱材及び右欄の使用量以上のものを対象とする。

改修予定部位	断熱材の種類（記号ごとの断熱材の種類は、住宅金融支援機構の省エネルギー対策等級4の技術基準に定める通りとする。）	断熱材の使用量
壁	A-1、A-2、B、C	3.0立方メートル
	D、E、F	2.0立方メートル
屋根又は天井	A-1、A-2、B、C	3.0立方メートル
	D、E、F	1.8立方メートル
床	A-1、A-2、B、C	1.5立方メートル
	D、E、F	1.0立方メートル

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネルギー改修工事等に必要となる経費（いずれも必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む。）とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる工事の区分に応じてそれぞれ定める金額の合計とし、200,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 省エネルギー改修工事のうち改修予定建具に係るもの 次に掲げる建具の交換等の区分に応じて定める単価に交換枚数又は交換箇所を乗じて得た額

ア ガラス（1枚当たり0.1平方メートル以上0.8平方メートル未満

- のもの)の交換 3,000円
- イ ガラス(1枚当たり0.8平方メートル以上1.4平方メートル未満のもの)の交換 5,000円
- ウ ガラス(1枚当たり1.4平方メートル以上のもの)の交換 8,000円
- エ 内窓設置または外窓交換(1箇所当たり0.2平方メートル以上1.6平方メートル未満のもの) 8,000円
- オ 内窓設置又は外窓交換(1箇所当たり1.6平方メートル以上2.8平方メートル未満のもの) 14,000円
- カ 内窓設置または外窓交換(1箇所当たり2.8平方メートル以上のもの) 20,000円
- (2) 省エネルギー改修工事のうち改修予定部位に係るもの 次に掲げる対象工事の区分に応じて定める額
- ア 壁の断熱改修工事 60,000円
- イ 屋根又は天井の断熱改修工事 18,000円
- ウ 床の断熱改修工事 30,000円
- (3) 健康に配慮した改修工事 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、次に掲げる設備等の区分に応じて定める金額を補助金の限度額とする。
- ア トイレ床暖房設備 1室当たり 66,000円
- イ 脱衣所床暖房設備 1室当たり 66,000円
- ウ 壁付け脱衣室熱源暖房設備 1箇所当たり 27,000円
- エ トイレ暖房便座 1箇所当たり 3,000円
- 2 この告示による補助金の交付を受けたことがある住宅において、当該交付に係る省エネルギー改修工事等と別の補助対象工事を実施した場合の補助金の額の上限は、前項の規定にかかわらず、200,000円から既に交付を受けた補助金の額を除いた額とする。
- (補助金の交付申請)
- 第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、交付申請の前に改修補助事業申込書を提出し、改修工事を完了するまでに、既存住宅省エネルギー改修工事等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 位置図及び配置図
- (2) 省エネルギー改修工事等を実施する前の平面図
- (3) 省エネルギー改修工事等の計画の平面図及び材料、仕様の確認ができるもの
- (4) 見積明細書(補助対象経費とその他の経費が区分されたもの)
- (5) 既存住宅省エネルギー改修工事等補助金額計算書(様式第2号)
- (6) 補助対象建築物の登記事項証明書(全部証明)
- (7) 納税等確認承諾書(様式第3号)
- (8) 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、補助申請者以外の所有者の

同意書

- (9) 補助対象建築物の所有者と占有者（居住者）が異なる場合は、所有者が補助申請者のときは占有者（居住者）からの、占有者（居住者）が補助申請者のときは所有者からの省エネルギー改修工事を実施してよい旨の同意書

- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、既存住宅省エネルギー改修工事等補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、既存住宅省エネルギー改修工事等補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、補助申請者に通知するものとする。

（変更又は中止の届出）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするとき又は省エネルギー改修工事等を中止しようとするときは、速やかに既存住宅省エネルギー改修工事等補助金交付申請変更・中止届（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、内容を審査し、適当と認めるときは変更・中止承認通知書（様式第7号）により補助決定者に対し承認を行うものとする。

（完了報告）

第11条 補助決定者は、省エネルギー改修工事等完了後、既存住宅省エネルギー改修工事等完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 熱損失防止改修工事証明書（地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等に該当することを証明する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能機関、又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書をいう。）
- (2) 請求明細書の写し（補助対象経費とその他の経費が区分されたもの）
- (3) 工事完了の施工写真（省エネルギー改修工事等については、改修予定建具及び改修予定部位の省エネルギー性能がわかるもの）及び写真の位置図
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 領収書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の報告は、省エネルギー改修工事等の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の完了報告書を受領したときは、当該報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、既存住宅省エネルギー改修工事等補助金交付額確定通知書(様式第9号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助決定者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、既存住宅省エネルギー改修工事等補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき

(2) この告示その他関係法令に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示等に従わなかったとき

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、その旨を既存住宅省エネルギー改修工事等補助金交付決定取消し通知書(様式第11号)により補助決定者に通知するものとする。

3 補助決定者は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(調査の協力)

第15条 市長は、補助決定者に対し、市が行う補助対象建築物の省エネルギー性能等に係る調査等について協力を求めることができる。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、告示の日から実施する。